

佐久市公告第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、佐久市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、佐久市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、佐久市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年1月9日

佐久市長 柳 田 清 二

記

1 縦覧場所

佐久市ホームページ

2 縦覧期間

自 令和8年1月9日

至 令和8年2月9日